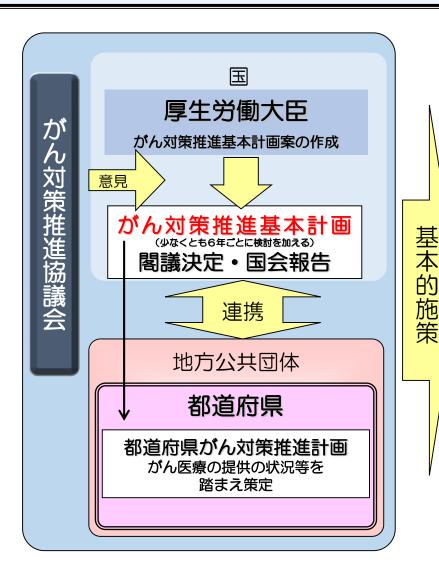
# 総合的ながん対策を推進すること (施策番号 I -10-3)

添付資料

# がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

### がん対策を総合的かつ計画的に推進



#### 第一節:がん予防及び早期発見の推進

- 〇 がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

#### 第二節:がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の 医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

#### 第三節:研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治癒が特に困 難であるがんに係る研究の促進 等

#### 第四節:がん患者の就労等

- 〇 がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 〇 民間団体の活動に対する支援

#### 第五節:がんに関する教育の推進

○ 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

玉

吴

#### 第3期がん対策推進基本計画(平成30年3月9日閣議決定) (概要)

#### 第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

#### 第2 分野別施策

- 1. がん予防
- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診 (2次予防)

#### 2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん (それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
  - (※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

#### 3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

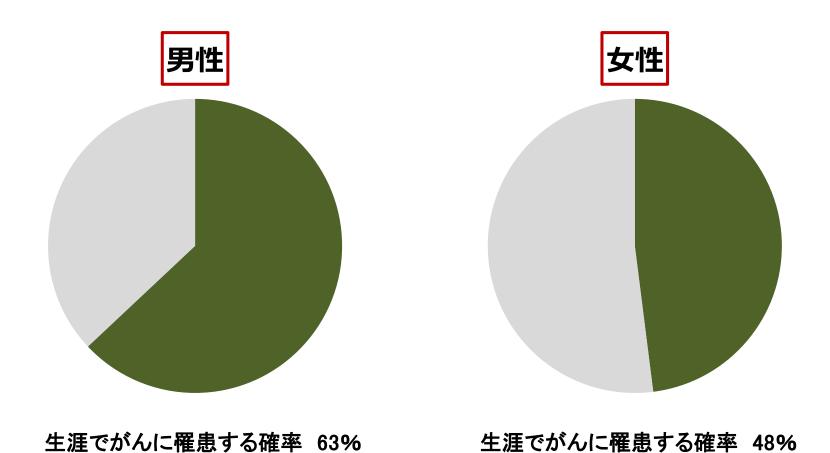
#### 4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

### 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

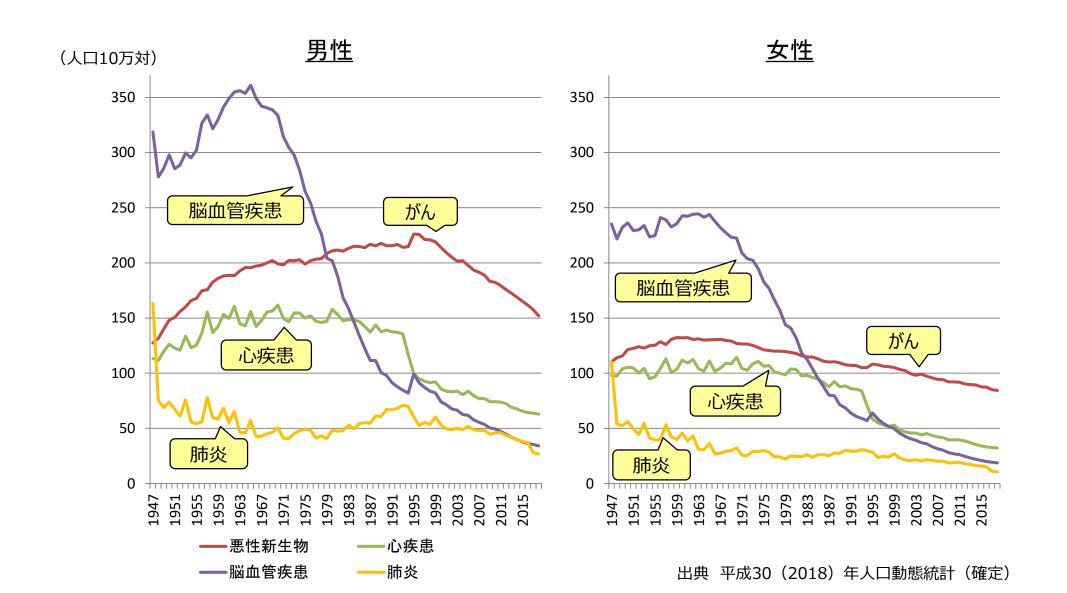
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
  - 6. 目標の達成状況の把握
  - 7. 基本計画の見直し

# 日本人の2人に1人が生涯でがんになる



(出典)国立がん研究センターがん情報サービス「最新がん統計」(2020.5.7更新)をもとに作成 (<a href="https://ganjoho.jp/reg\_stat/statistics/stat/summary.html">https://ganjoho.jp/reg\_stat/statistics/stat/summary.html</a>)

# 我が国における性別年齢調整死亡率の推移(主な死因別)



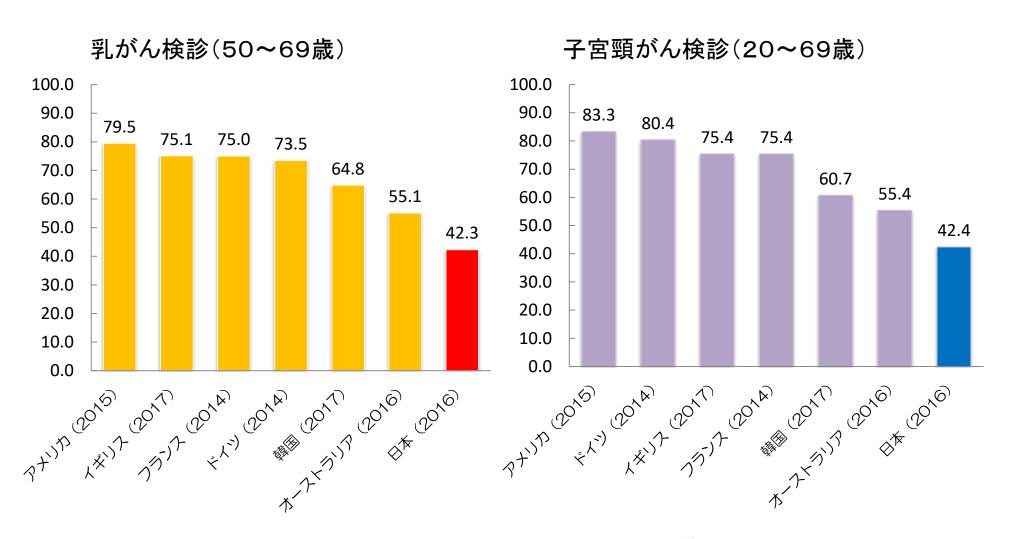
# 市町村のがん検診の項目について

厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」 (平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知別添)を定め、 市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進。

#### 指針で定めるがん検診の内容

種類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査 のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス 線検査については40歳以 上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エック ス線検査については年1 回実施可
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視診、触診は推奨しない	40歳以上	2年に1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

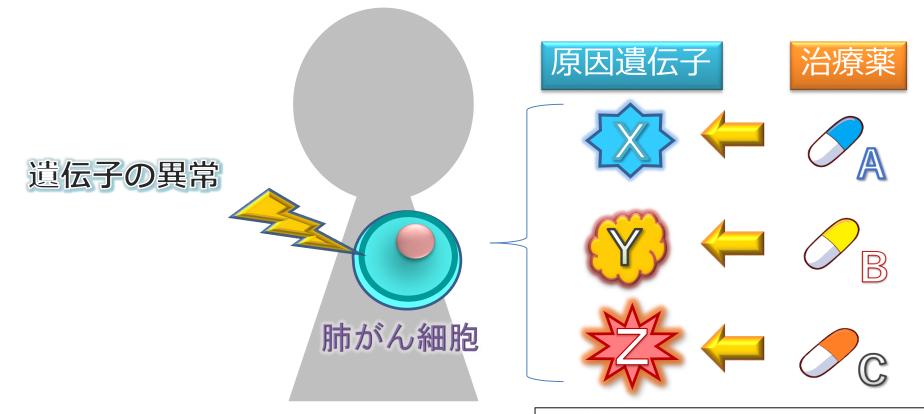
# がん検診受診率の国際比較



出典: OECD Health Statistics 2019

## がんゲノム医療:ゲノム情報に基づいたがんの医療

- 同じ「肺がん」であっても、原因となる遺伝子はさまざまであり、対応する 薬剤も 異なる。
- ゲノム医療では、原因となる遺伝子を特定して、<u>より効果が高い治療薬を選択することが可能となり、患者一人一人にあった「個別化医療」につながる。</u>



## がんゲノム医療推進コンソーシアムの体制と役割

学会等

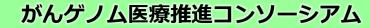
規 制 局

大学等研究機関

※1、効果的な免疫治療※2

等の戦略的な開発推進

• リキッドバイオプシー



#### 運営会議

- がんゲノム医療の第三者的な立場での科学的評価
- 評価に基づく、方向性の策定及び厚生労働省等への意見具申
- 国民からの意見募集及びがんゲノム医療普及のための活動

がんゲノム情報管理センター

- データの標準化、収集・管理・利活用
- 医療機関、研究機関、企業等との契約

がんゲノム情報 レポジトリー

がんゲノム知識 データベース

技術的 支援

#### 情報 登録

## がんゲノム医療中核拠点病院

- エキスパートパネルの実施
- 遺伝カウンセリング実施・支援
- 適切な臨床情報等収集・管理・登録
- 治験・臨床試験、研究の推進
- ゲノム医療に関わる人材の育成
- がんゲノム医療連携病院等の支援

#### がんゲノム医療拠点病院

- エキスパートパネルの実施
- 遺伝カウンセリング実施
- 適切な臨床情報等収集・管理・登録
- がんゲノム医療連携病院等の支援

がんゲノム医療連携病院

- 遺伝カウンセリング実施
- 適切な臨床情報等収集・管理・登録

コンソーシアムの 方向性決定

患者・国民

#### 企業等

- 医薬品開発
- 医療機器開発

委託契約

ゲノム解析事業者 (民間)

質と効率性の確保

されたゲノム解析

0

0

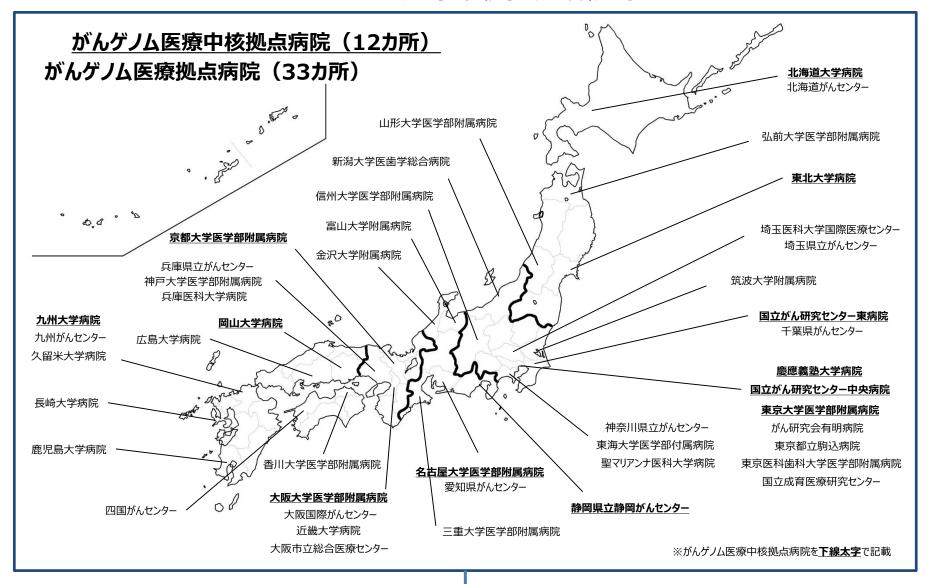
情報集約

・管理

第2回がんゲノム医療推進コンソーシアム 運営会議(平成31年3月8日)資料1より抜粋・一部改変

※1:がん組織でなく血液でのがんゲノム診断

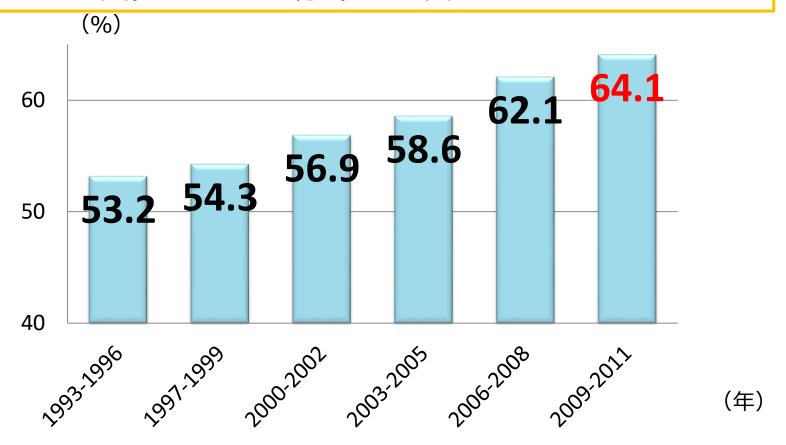
※2:生体の免疫機能に作用しがん細胞を傷害する治療



### がんゲノム医療連携病院(161カ所)

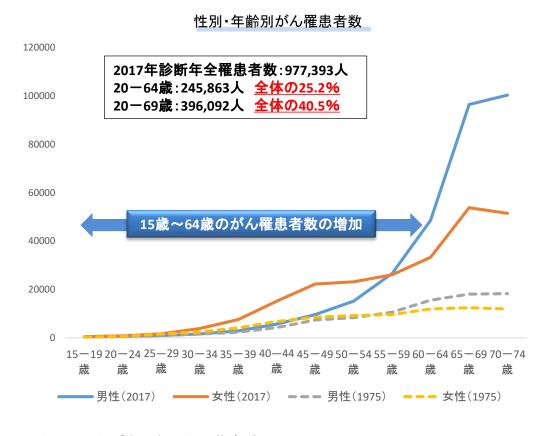
# がんの5年相対生存率 (全がん)の推移

がん医療(放射線療法、化学療法、手術療法)の進歩は 目覚ましく、生存率は上昇している。



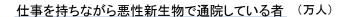
## がん罹患者数と仕事を持ちながら通院している者の推移

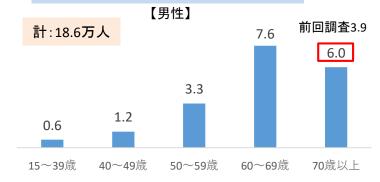
- がん患者の約3人に1人は20代~60代で罹患している。
- 悪性新生物の治療のため、仕事を持ちながら通院している者は44.8万人で、2016年同調査と比較して、約8万人増加した。特に、70歳以上の方の増加率が高く、男性は1.5倍、女性は1.9倍であった。



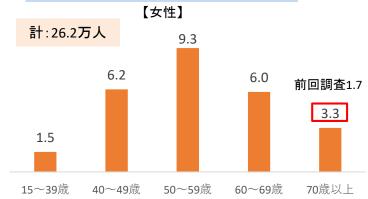
注:1)2017年は「全国がん登録」に基づくデータ。 2)\*性別不詳があるため男女の合計が総数と一致しない。

出典:「平成29年全国がん登録罹患数・率報告」(令和2年4月24日発行) 編集・国立がん研究センターがん対策情報センター/発行・厚生労働省健康局がん・疾病対策課





#### 仕事を持ちながら悪性新生物で通院している者 (万人)



注:1)入院者は含まない。2)「仕事あり」とは、調査の前月に収入を伴う仕事を少しでもしたことをいい、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む。なお、無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とする。

資料:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

# 拠点病院等におけるがん患者の仕事と治療の両立支援

日頃

病気の診断

治療•療養中

復職後

事業場】

労働者 へ普及 啓発

労働者からの申出により 両立支援開始

- 労働者と関係者の十分な話し合いによる共通理解の形成
- 「両立支援プラン/職場復帰支援プラン」の策定、取組の実施とフォローアップ

労働者

- 診断による動揺や不安から早まって退職を選択

- 治療、お金、家族のことなどの悩み
- 職場へどう伝えるかの悩み

- ・治療による症状や後遺症・副作用に伴う自信の低下、再発への不安
- 職場の理解の得られにくさ(→治療の中断、過度な負荷による疾病の増悪)
- ・再就職への迷い

拠点病院

早期からの ニーズ把握

- 治療状況や生活環境、勤務情報 などの整理
- 職場への伝え方の助言

- 「勤務情報提供書」をもとに、 「主治医意見書」の作成、助言
  - ・「事業場における治療と仕事の 両立支援のためのガイドライン」(令和2年3月改訂版)

・「治療と仕事両立プラン(仕事と



- 不安の軽減や意欲を高める心理的支援
- 制度に関する情報提供、利用の支援
- 職場や就労の専門家・関係機関との連携



- 1. 個別のプラン策定を通したより細やかな支援
- 2. 早期介入、継続支援できる院内の環境整備
- 3. 患者家族や医療従事者等への普及啓発



がん患者の就労に関する総合支援事業【がん診療連携拠点病院機能強化事業内】

- がん治療の両立お役立ちノート) (1) 就労の専門家(社会保険労務士等)を配置し、相談等に対応する(平成25年度~)
- (2) 両立支援コーディネーター研修を受講した相談支援員を配置し、両立プランを活用した就労支援を行う(令和2年度~)



関連事業】

産業保健活動総合支援事業(産業保健総合支援センターの両立支援促進員、企業の両立支援コーディネーター)

# 今後の協議会の進め方

